

実用新案権侵害差止等請求控訴事件

[平成24年3月14日判決（知財高裁） 平成23年（ネ）第10035号](#)

キーワード：用語の解釈／技術的範囲の解釈

担当 弁理士 小澤和敏

1. 事案の概要

被控訴人が被控訴人各商品を製造、販売した行為について、控訴人が、被控訴人の行為は控訴人の有する本件実用新案権を侵害すると主張して、被控訴人に対し本件実用新案権に基づき、被控訴人各商品の製造、販売等の差止め等を求めた。

2. 結論

控訴棄却

3. 本件実用新案権

考案の名称：靴収納庫用棚板及び靴収納庫

登録番号：第3136656号

登録日：平成19年10月10日

4. 本件考案

【請求項3】（本件考案）の分説

- ① 上面に靴載せ部が形成された板状部材の一端に靴収納庫に設けられた横棧部材に着脱可能に掛合する掛合部と、
- ② 他端に靴止め部を形成し、
- ③ 靴載せ部の上面と靴載せ部の下方とに靴を収納した収納姿勢と、掛合部を回転中心として靴止め部側端部を跳ね上げ靴載せ部の下方に靴を出し入れする跳ね上げ姿勢とに回動可能で、
- ④ 且つ掛合部で横棧部材の長手方向に摺動可能に構成し、
- ⑤ 靴載せ部の靴止め部側端部の両隅部に下方に延びる脚部を形成したことを特徴とする、靴載置用棚板。

5. 被控訴人各商品

- ① 上面に靴載せ部が形成された板状の棚板の一端に円形の穴が形成されている。
- ② 伸縮パイプ大と伸縮パイプ小は、同軸に挿し込んで一体とすることができる構造となっており、靴収納具として使用する際は伸縮パイプ大と伸縮パイプ小とを組み立てて一体として使用する。棚板は、伸縮パイプに取り付ける際には、組み立てて一体とする前の伸縮パイプに円形の穴を貫通させるが、伸縮パイプを組み立てて一体とした状態においては、取り付け、取り外すことができない。

- ③ 棚板の他端には靴止め用の突出部が形成されている。
- ④ 棚板は、棚板の上面と棚板の下方とに靴を収納した収納姿勢と、円形の穴を回転中心として靴止め部側端部を跳ね上げ、棚板の下方に靴を出し入れする跳ね上げ姿勢とに回動可能である。
- ⑤ 伸縮パイプは、伸縮自在であり、棚板を伸縮パイプに取り付けた状態で伸縮パイプの長手方向に移動することができる。
- ⑥ 棚板の突出部側の端部の両隅部に下方に延びる脚部が形成されている。

6. 争点

被控訴人各商品が、上記の本件考案の構成要件①における「横棧部材に着脱可能に掛合する掛合部」を文言上充足するか否かが争われた。

7. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 被控訴人各商品は、構成要件①を充足するものではない。

(2) 「着脱可能に掛合する」の意義について

(ア) 本件考案は、靴収納用の1枚の大きな傾斜棚を有する従来技術において、靴収納庫の空間部分を十分有効利用できなかつたり、下方の靴の取り出しが不便となることが生じるという課題を解決するために、棚板を跳ね上げて靴を容易に取り出すことができるほか、棚板は必要に応じて着脱可能であって、希望する位置に設置することが可能であるのみならず、横棧部材をガイドにして、棚板を横棧部材に取り付けたまま横にスライドさせたり、棚板を横棧部材に付け替えたりすることによって、ブーツのような丈の長いものを避けた場所に棚板を設けることができることを目的とするものである。

そうすると、本件考案における「着脱可能」との技術的意義は、棚板を必要な位置に設定できるようにする点にあるものと解されるところ、横棧部材を取り外さなければ着脱することができない形状の掛合部は、着脱が容易とはいえず、上記課題の解決手段としての相当性を欠くものというべきである。

(イ) この点について、控訴人は、本件明細書には、横棧部材の構造、設置方法及び棚板の着脱方法について限定する旨の記載はなく、着脱可能とは、横棧部材に棚板を着脱することができる構造を有することを意味するものであって、「着脱自在」とはその意義が異なるなどと主張する。しかしながら、前記のとおり、本件考案の技術的意義に照らすと、横棧部材を靴収納庫から取り外さない限り着脱できない掛合部の形状が排除されることは明らかである。控訴人の主張は採用できない。

(3) 被控訴人各商品の構成要件①の充足性について

被控訴人各商品における棚板の一端には、いずれも円形の穴が設けられており、横棧部材を挿通させることによって、部材同士が引っ掛かって接合されるものではあるが、横棧部材は、棚板の円形の穴に挿通されていることから、横棧部材を取り外さない限り、棚板を着脱することは不可能であって、着脱可能に掛合するものということとはできない。

以上